

「地域医療振興事業費補助金」について

1 事業目的

牧之原市に診療所等を開設等する医師等に対し、開設等にかかる費用の一部を助成することによって市民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の構築を図り、もって市民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

2 交付対象者

牧之原市内に診療所等を開設等し、積極的に医療活動を行い地域医療の向上に寄与するとともに診療所等を継続して 10 年以上開業することが見込まれ、かつ市長が必要と認める診療科の診療を行う医師及び医療法人。

要綱に基づき地域医療振興事業審議会を開催し、補助金交付に必要な意見を聴取したうえで、決定する。

市内外の診療所・病院に勤務していた医師、および市内外に診療所等を開設していた医師並びに医療法人が、市内で診療所等を開業する場合

榛原総合病院に勤務していた医師等が、市内で診療所等を開業する場合

市内の開業医が医師を増員、または交代などをする際に、診療所等の敷地の拡張、建物の増改築、医療機器等の更新などを図る場合

3 補助の交付対象経費および補助額（次頁のとおり）

土地取得費補助金、建物取得費補助金、医療機器取得費補助金のそれぞれに基準を設け、次の場合には加算することができるものとする。

建物を建築する際に市内に主たる営業所がある業者に発注した場合

市長の指定する診療科を新たに開業する場合

榛原総合病院に 3 年以上勤務したのち、新規開業した場合

4 スケジュール

3 月 平成 28 年 2 月議会

4 月 施行予定時期 平成 28 年 4 月 1 日施行後、医師会、榛原総合病院等への周知

5 県内における実施状況

御前崎市のみ（平成 26 年度から実施。平成 26 年度に 1 件開業し、27～28 年度にかけ 2 件の診療所が開業予定）

6 当補助金の特徴

- (1) 診療所の世代交代などの継続に対しても補助対象とした。
- (2) 医師の居住地の住所地要件を設けていない。市外に住まいを置き、診療所の開設が可能。
- (3) 建物取得及び改修の際に市内業者への発注に対し加算を設置

地域医療振興事業費補助金（案）

区分	補助の対象	補助率・額	限度額
土地取得費補助金	土地取得費のうち、土地売買契約書に記載された額で、取得後2年以内の開設又は既存施設の拡張若しくは既存施設を継続させるための医師交代を行う場合	土地取得価格の100分の30の額	200万円
建物取得費等補助金	建物取得費又は建物工事費のうち、建物売買契約書又は建物建設工事契約書に記載された額	建物取得価格の100分の30の額	2,000万円
建物取得費等補助金特例加算分	建物取得費等補助金の対象となる建物の取得において、その建築工事又は改修工事を市の入札参加資格者名簿に記載があり、主たる営業所が市内にある建設業を営む者が施工する場合	建物取得額から建物取得費等補助金を減じた額の100分の30の額	300万円
医療機器等取得費補助金	購入した医療機器等の売買契約書に記載された額	医療機器等取得価格の100分の30の額	500万円
指定診療科新規開業加算分	市長が特に必要と認める診療科の診療所等を新たに開設する場合	1,000万円	1,000万円
榛原総合病院勤務加算分	医師等が榛原総合病院に3年以上継続して勤務した後に新たに診療所等を開設する場合	1,000万円	1,000万円